

軽自動車税 身体障害者等に対する減免について

沼田市では身体障害者・知的障害者・精神障害者又は戦傷病者（以下「身体障害者等」という。）で一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税が減免となります。

なお、自動車税（県税）の減免制度については、自動車税事務所、各県税事務所（県税課）へお問い合わせください。

1 減免の対象となる範囲

(1) 軽自動車の使用目的

身体障害者等の通学・通院・通所・生業もしくは日常生活のため。

（身体障害者等本人が、実際に運転又は同乗して移動する場合のみ減免の対象となります。）

(2) 軽自動車等の所有者・運転者・対象となる障害の程度

区 分	軽自動車等の所有者	軽自動車等の運転者	対 象 と な る 障 害 の 程 度
身体障害者	本 人 又 は生計を一にする方	本 人	「別表1」の等級に該当
		生計を一にする方	「別表2」の等級に該当
	本 人	常時介護する方	
知的障害者	本 人 又 は生計を一にする方	本 人	重度の知的障害者で療育手帳に 「A」判定の表示がある場合
		生計を一にする方	
	本 人	常時介護する方	
精神障害者	本 人 又 は生計を一にする方	本 人	精神障害者保健福祉手帳に「1 級」判定の表示があり、かつ「自 立支援医療受給者証（精神通院）」 が交付されている場合
		生計を一にする方	
	本 人	常時介護する方	
戦 傷 病 者	本 人 又 は生計を一にする方	本 人	各障害の等級について、詳細はお 問い合わせください。
		生計を一にする方	
	本 人	常時介護する方	

- (注) ①「軽自動車等」とは、原動機付自転車、軽自動車（二輪、三輪、四輪の車両〈乗用・貨物〉）小型特殊自転車及び二輪の小型自動車のことです。
- ②「軽自動車等の所有者」とは、軽自動車の登録上の所有者をいい、具体的には車検証（自動車検査証）に所有者（所有権留保の場合は使用者）として記載（ICタグ内に記録）されている方です。
- ③「生計を一にする方」とは、原則として「住民票登録上の世帯が同一」の方です。
- ④「常時介護する方」とは、身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を日常的に介護する方です。
- ⑤身体障害者の等級を判断する場合、障害の部位が複数あるときは、総合等級を各障害にあてはめて判定を行います。

2 注意していただきたいこと

- (1) 身体障害者等に対する軽自動車税の減免は、身体障害者等1人に対して、主として使用する軽自動車等1台（普通自動車等を含む）に限られます。そのため、減免を受けている方が新たに取得する軽自動車等の軽自動車税の減免を受けようとする場合には、既に減免を受けている軽自動車等（普通自動車等を含む）に対しての減免登録を解除する必要があります。
- (2) 自動車検査証又は軽自動車届出済証に「事業用」と記載されているものは、減免対象外です。

3 減免申請の手続き（窓口での申請に限ります）

- (1) 課税の期日である4月1日（午前零時）現在において軽自動車検査協会群馬事務所（三輪、四輪の軽自動車）、関東運輸局群馬支局（二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車）、沼田市役所（原動機付自転車、小型特殊自動車）登録がある軽自動車等をお持ちの方は、納期限までに沼田市役所で減免手続きをしてください。

※身体障害者等の手帳は、3月31日までに交付を受けている必要があります。

※軽自動車税納期限後に減免対象となる手帳交付を受けた場合等には、随時に減免申請ができますが、この場合、申請の翌年度の軽自動車税から減免になります。

※軽自動車税の減免を継続して希望される方は、毎年度申請手続きが必要となります。自動更新がされませんのでご注意ください。

4 減免に必要な書類

(1) 必ず必要なもの

○手帳（必要となる手帳の区分は次のとおりです。）

身体障害者	身体障害者手帳
知的障害者	療育手帳
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳 及び 自立支援医療受給者証（精神通院）
戦 傷 病 者	戦傷病者手帳

○軽自動車税減免申請書

○運転される方の運転免許証又はそのコピー（表裏両面）

○自動車車検証又は自動車届出済証又はそのコピー

(2) 一定の場合のみ必要なもの

○生計同一証明書（減免申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）：生計を一にする方が運転又は軽自動車を所有する場合で、身体障害者等と住民票登録上の世帯が分離している場合

○常時介護証明書：日常的に介護する方が運転する場合

※上記のほか、必要に応じてその他の書類等を提出していただく場合がございます。

○お問い合わせ先

沼田市役所 市民部 税務課 市民税係

〒378-8501 群馬県沼田市下之町888番地

TEL：0278-23-2111

FAX：0278-24-5179

身体障害者等の減免の対象となる障害の範囲

別表1 身体障害者等本人が運転する場合

 が減免対象です。

(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている方

障害の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害						
聴覚障害						
平衡機能障害						
喉頭摘出による音声機能障害						
上肢機能障害						
下肢機能障害						
体幹機能障害						
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能					
	移動機能					
心臓機能障害						
じん臓機能障害						
呼吸器機能障害						
ぼうこう又は直腸の機能障害						
小腸の機能障害						
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害						
肝臓機能障害						

(イ) 戦傷病者手帳の交付を受けている方

障害の区分	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	第4項症	第5項症	第6項症	第1款症	第2款症	第3款症
視覚障害										
聴覚障害										
平衡機能障害										
喉頭摘出による音声機能障害										
上肢機能障害										
下肢機能障害										
体幹機能障害										
心臓機能障害										
じん臓機能障害										
呼吸器機能障害										
ぼうこう又は直腸の機能障害										
小腸の機能障害										
肝臓機能障害										

戦傷病者手帳の等級欄の記載について

- ・旧として表示してある場合の第7項症は本表の第1款症、旧第1款症は本表の第2款症
- ・旧第2款症は本表の第3款症、したがって、旧第3款症は該当しません。

が減免対象です。

が減免対象です。

障害の区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害							
聴覚障害							
平衡機能障害							
喉頭摘出による音声機能障害							
上肢機能障害							
下肢機能障害							
体幹機能障害							
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能						
	移動機能						
心臓機能障害							
じん臓機能障害							
呼吸器機能障害							
ぼうこう又は直腸の機能障害							
小腸の機能障害							
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害							
肝臓機能障害							

(イ) 戦傷病者手帳の交付を受けている方

[illegible]